

過疎集落の安心・安定の暮らし維持構想策定事業募集要領

平成21年6月4日
国土交通省国土計画局

1. 趣 旨

我が国においては、歴史的に地縁的な集落が形成されており、従来から、住民の生活、生産活動はこの集落を基礎的な単位として営まれるとともに、こうした集落を単位とした活動を通じて、国土の保全や自然環境の保全、良好な景観、文化の伝承等の多面的機能が確保されてきました。

しかしながら、人口の減少と著しい高齢化の進行などに伴い、中山間地域等の過疎集落においては、生活に必要な基礎的サービス（医療、食料品・日用品の購入など）を確保できない、集落の生活基盤となっている農林業等の維持が困難となっているなどの課題を抱えています。

このため、中山間地域等の過疎集落住民の安心できる、安定した暮らしの維持を図ることを目的に、生活に必要な基礎的サービスの効果的かつ効率的な確保と地域資源を活用した地域産業育成の取組みについて、住民生活の一体性が確保され得る地区単位で、市町村が当該地区住民などの地域関係者と連携し実施する「安心・安定の暮らし維持構想（以下「構想」といいます。）の策定とこの構想実現に向けたモデル的な取組みを支援します。

2. 事業内容

「過疎集落の安心・安定の暮らし維持構想策定事業」（以下「本事業」といいます。）では、以下の(1)または(2)の内容に該当する構想の策定及び構想実現に向けたモデル的な取組みに係る提案を募集します。

(1) 住民生活に必要な基礎的サービスに係る取組み

生活に必要な基礎的サービスを効果的かつ効率的に確保するため、これまでの集落単位よりも広域で、かつ、住民生活の一体性が確保され得る地区単位（小・中学校区程度）において、中心集落などへの施設の集約化と末端集落までの住民の移動手段の確保、生活物資を届けるサービスの提供等を図る取組み。

(2) 地域産業を育成する取組み

当該地区の世帯あたりの所得水準の向上や雇用者数の増加を図るため、地域農産物等を素材とした加工や販売、農林水産業体験や農家民泊などの内発的な地域産業を育成する取組み。

3. 募集提案に関する方針

(1) 応募主体

市町村

(2) 対象地域

本事業の対象地域は、以下の要件を満たすものとします。

ア 「構想」の策定範囲に過疎地域を含んでいること

過疎地域とは、平成21年4月1日現在において、以下の区域をいいます。

(ア) 過疎地域自立促進特別措置法（以下「自立促進法」という。）第2条第1項に規定する市町村の区域

(イ) 自立促進法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる市町村の区域

(ウ) 自立促進法第33条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域

イ アの(イ)の市町村にあつては、過疎地域の市町村の廃置分合又は境界変更される以前に過疎地域であった区域を含むこと。

(3) 対象経費

ア 本事業の1件当たりの委託金額の上限は五百万円とします。

イ 本事業において、国費（委託費）で措置する経費は主に以下のようなものを想定しています。

(ア) 地区の現況調査に要する経費

例：・「構想」策定に当たり必要となるデータの収集（人口動態・地域資源の調査等）に要する経費

・住民等の意見聴取、アンケートに要する経費

・公共交通システム、マーケティング、商品企画、住民参加型まちづくりなどの専門家の現地視察・講演、意見聴取に要する経費（謝金、旅費）

(イ) 構想の策定等に要する経費

例：・住民、関係者によるワークショップの開催にかかる経費（ファシリテーターの人件費など）

・構想実現に向けたモデル的な取組（アクションプログラムの試行）に係る関係者間の調整のための会議開催に要する経費

(ウ) アクションプログラムの試行に要する経費

例：空き店舗等の賃貸料、什器・情報通信機器等のリース料、アルバイト代、通信費、車両の借上料、運転手の賃金、運行に係る燃料代など試行に当たって必要となる実費

ウ 以下のような経費は、委託費による措置の対象とはなりません。

(ア) 応募団体により従来から行われている取組みの単純な振り替えに当たる経費

(イ) 国、都道府県により別途、補助金、委託費等が支給されている経費

(ウ) 市町村職員の人件費、旅費

(エ) 恒久的な施設の設置、大規模な改修にかかる経費

(4) 事業実施期間

平成21年度末まで。

(5) 事業成果の報告

事業の実施期間の終了日までに、報告書を提出して頂きます。なお、報告書は国土交通省のホームページ等で公開します。

4. 選定に関する方針

本事業に応募された提案の選定にあたっては、以下の方針に従い行うものとします。

(1) 選定プロセス

応募から提案の採択、事業実施までの手順は、以下のとおりです。

ア 提案の公募

国は、本募集要領により、公募を行います。(提出書類は4の(4)を参照してください)

イ 提案の応募

応募主体は、期日までに指定された提出先へ提案を応募します。(応募締切及び提出先は5を参照してください)

ウ 提案の選定

国は、4の(2)に定める評価方針に則り、有識者委員会の意見を踏まえた上で、予算の範囲内で優れていると認められるものを選定し、採択します。

また、評価の過程で必要に応じ、追加資料の請求やヒアリング等を行うことがあります。追加資料の請求の際に指定した期日までに資料の提出がない場合やヒアリングに応じることができない場合には評価の対象とならない場合があります。

エ 契約の締結

国は採択された提案について応募主体へ通知するとともに、国及び応募主体の間において実施内容を精査した上で、本事業の委託契約を締結します。

なお、本事業の実施に係る経費は、実施後に納入された報告書及び経費の精算に係る書類を検査した後、認められた経費について精算払いさせていただきます。

(2) 評価方針

本事業の地区選定にあたっては、以下の視点から評価を行います。

ア 外形審査

審査書類について、募集の要件等を満たしているか外形的な確認を行います。

イ 内容審査

応募内容について、特に以下の事項に留意し、評価します。

(ア) 地域設定の的確性

生活に必要な基礎的サービスの効果的、効率的な確保に向けた地域単位の設定理由、方法が明確であること。

(イ) 事業実施体制が整っていること

住民ニーズを的確に捉え、構想の策定や構想実現に必要なアクションプログラムの試行を行う体制ができていること、又は、できる見込みのあること

また、取組内容が市町村における各種振興計画等と整合がとれており、事業に取り組む上で、地域住民、地域住民が組織する団体及び市町村の連携、協働体制が十分であること。

(ウ) 先進性・モデル性・全国展開性

地域特性を十分に踏まえ、同様の課題を抱える地域の参考となる取組であり、波及的な効果が期待できること。

(エ) 取組の持続可能性

策定された構想の実践の方針等が明確であり、平成22年度以降も継続的な取組が実施されるような創意工夫がされていること。

(4) 提出書類

別紙（様式1）～（様式3）により提出して下さい。

関連資料として、必要に応じ、地域の現状や既存の取組の内容を補足する資料等を添付して下さい。

5. 応募期間及び応募方法

(1) 応募期間

平成21年6月4日（木）から平成21年6月24日（水）

（応募締切）

平成21年6月24日（水）午後5時

(2) 提出方法、提出先及び問い合わせ先

以下の宛先へ、指定部数を郵送にて提出して下さい。

また、様式1～3の電子ファイルをCD-Rに保存し、同封してください。

なお、応募書類の作成及び応募に係る費用については応募者の負担とします。

（提出先、問い合わせ先）

〒100-8918

東京都千代田区霞ヶ関2-1-2

国土交通省国土計画局総合計画課 大塚・浅野・米山

電話：03-5253-8111（内線29-365）

FAX：03-5253-1570

E-Mail：soukei@mlit.go.jp

（提出部数）

- ・様式1～3：正本1部、副本5部
- ・様式1の添付図面
- ・任意の提出資料
- ・返信用封筒（通知用）：1枚（長形3号、80円切手貼付、返信先記入のこと）

(3) 応募後の手続きとスケジュール（予定）

締め切り日までに、提出された応募書類について、4の方針に従って選定作業を行います。

採択の結果は、7月上旬頃、文書にて通知いたします。

6 提出していただいた書類等について

提出していただいた書類等については、国土交通省のホームページや配付資料等として公開させていただく場合があります。

なお、書類等の返却はいたしませんので、ご留意下さい。

7 その他

その他、必要に応じて国が行う本事業に関する調査については、最大限の協力を行っていただきますので、あらかじめご了承ください。

（以上）